改正地球温暖化対策推進法への対応について

2021年3月に、2050年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記し、脱炭素化の取り組みや企業の脱炭素経営の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が5月に可決され、2022年4月に施行されることとなりました。

現在、環境審議会でご審議いただいている「枚方市地球温暖化対策実行計画」は、この法律に基づく計画となりますが、改正地球温暖化対策 推進法では、新たに、計画に盛り込むべき事項等が追加されました。

2022 年 4 月の法施行を踏まえ、今後、環境省から「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」が公表されることから、計画への位置づけ手法を検討していきます。

1. 改正地球温暖化対策推進法の概要について

(1) 地方公共団体実行計画制度の拡充

①指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再工不利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとする(第21条第3項)。

(施策のカテゴリ:◎再エネの利用促進、◎事業者・住民の削減活動促進、◎地域環境の整備、◎循環型社会の形成)

②すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとする(第21条第5項)。

(2) 地域脱炭素化促進事業の認定

- ①<u>地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、</u>事業計画を作成し、<u>地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定</u>を受けることができる(第22条の2)。
- ②①の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う<u>地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、関係許可等手続のワンストップ化や、</u>環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった特例を受けることができる(第22条の5~第22条の11)。

2. 今後の方向性

- ◎「再生可能エネルギー導入目標」については、今後、どのような目標が設定できるか検討を進めていく。
- ◎「促進地域」については、今後、国や府が示す環境配慮基準を踏まえ、設定する必要があることから、令和4年3月の部会報告に向けては、 促進区域等の検討手順や合意形成の手順等について、今後、環境省から示される「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」も踏まえ、 整理を進めていく。